



松江市歯と口腔の健康づくり条例 概要

目的 (第1条)

- 松江市の特徴である地域の特性を活かした健康づくり活動を通して、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進する ⇒市民の健康寿命の延伸に寄与する
- 条例の制定を機に、関係機関が役割や取組を確認し、今後の連携・協力について検討する ⇒総合的な歯と口腔の健康づくりの推進を図る

基本理念(第2条)

- ① 市民は、かかりつけ歯科医を持つなど、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組む
- ② 健康まつえ21推進隊など地域で健康づくりに取り組む組織等は、地域住民と一体となり歯と口腔の健康づくりを充実させる活動に取り組む
- ③ 市は、全ての市民が生涯にわたり、最適な歯と口腔の保健医療サービスを受けることができるよう、関連する分野と連携して環境を整える。

事業者の役割

(第5条)

◇従業員の歯と口腔の健康づくりの推進に努める。

- ・ 歯科に関する知識の普及啓発
- ・ 歯科検診の機会の確保 など

地域の健康づくり活動を進める団体などの役割

(第4条)

◇地域住民と一体となって、各地域で歯と口腔の健康づくりを充実させる活動に取り組む。

健康まつえ21推進隊など

地域住民に歯と口の健康の大切さを拡げる

子ども～親～祖父母～孫

PTA

親子で歯磨き習慣
壮年期への啓発など

教育機関

食育の推進
歯科検診、歯磨き指導、
フッ化物の継続実施 など

市の役割(第7条)

◇関係機関と連携を図りながら、歯と口腔の健康づくりに関する施策を効果的に、着実に実施するよう努める。

- ・ 地域の特性を活かした健康づくり活動の推進
- ・ 市内すべての地域において生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを支える環境整備 など

市民の役割

(第3条)

◇自ら進んで歯磨きや定期歯科検診を受けることにより、むし歯や歯周病を予防し、歯と口腔の健康づくりについて関心と理解を深める。

◇子どもから高齢者まで生涯にわたって、歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努力する。

- ・ 日常における歯と口腔の健康づくり
しっかり噛んで食べる、食べた磨くなど
かかりつけ歯科医を持つなど

歯科医師等の役割

(第6条)

◇市が実施する施策の推進に協力するよう努める

◇保健、医療、社会福祉に関する業務を行う機関及び地域の健康づくりに取り組む組織と連携を図り、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努める。

- ・ 歯科治療・検診、健康教育
- ・ 障がいのある方や歯科受診が困難な方への訪問診療など

社会福祉の分野

なごやか寄合等での啓発
介護施設等での口腔ケア
実など

